

鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱の一部改正

鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700043202 号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |       |         |
|---|---|-------|---------|
| <p>第 1 条 略</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(指名業者の選定)</p> <p>第 3 条 発注機関は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（以下「制限付要綱」という）第 3 条 1 項で規定する選定区分の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて<u>過去の実績等を勘案して指名業者を選定する。ただし、建築関係建設コンサルタント業務にあっては、別表第 1 に定める採点基準により、当該測量等業務の履行に関する指名業者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位 10 者を指名業者として選定する。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>(不指名)</p> <p>第 4 条 発注機関は、入札規則第 35 条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者に選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者に選定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 有資格者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、<u>有資格者その他の有資格者のうち 1 者を超えて選定してはならない。なお、別表第 1 に定める採点基準に基づき指名業者を選定する場合で、有資格者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">審査項目の採点基準</p> | <p>第 1 条 略</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(指名業者の選定)</p> <p>第 3 条 発注機関は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（以下「制限付要綱」という）第 3 条 1 項で規定する選定区分の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて<u>別表第 1 に定める測量等業務ごとの採点により、当該測量等業務の履行に関する指名業者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位 10 者を指名業者として選定する。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>(不指名)</p> <p>第 4 条 発注機関は、入札規則第 35 条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者に選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者に選定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合で、有資格者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、<u>当該指名業者のうち、同条第 1 項の規定により採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第 5 条～第 7 条 略</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">審査項目の採点基準</p> <p>1 測量業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">配点の要素</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">指名業者の配点</td> </tr> </table> | 配点の要素 | 指名業者の配点 |
| 配点の要素   | 指名業者の配点   |       |         |

改正後

改正前

|                |   |       |                                    |                  |   |       |
|----------------|---|-------|------------------------------------|------------------|---|-------|
| 事務所の位置         | 当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。  |       | 当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。 |                  | 当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。 |       |
|                |   |       | 技術者数5名以上                           | 技術者数2名以上<br>5名未満 | 県内に本店を有する業者                                     | 準県内業者 |
|                | 35点   |       | 20点                                | 15点              | 10点   | 5点    |
| 指名回数           | $15点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$ |       |                                    |                  |   |       |
| 受注額            | $40点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$   |       |                                    |                  |   |       |
| 技術者数<br>(測量士)  | 10人以上   | 9~7人  | 6~5人                               | 4~3人             | 2~1人  |       |
|                | 17点   | 15点   | 13点                                | 11点              | 7点  |       |
| 技術者数<br>(測量士補) | 10人以上   | 9~7人  | 6~5人                               | 4~3人             | 2~1人  |       |
|                | 10点   | 8点    | 6点                                 | 4点               | 0点  |       |
| ISO取得          | ISO取得済  |       | 鳥取県版環境管理システム規格<br>(I種)登録           |                  | 未取得・未登録   |       |
|                | 3点  |       | 1点                                 |                  | 0点  |       |
| 男女共同参画推進企業認定   | 男女共同参画推進企業認定済   |       |                                    | 未認定              |   |       |
|                | 2点  |       |                                    | 0点               |   |       |
| 資格停止等          | なし  | 2週間以下 | 2週間超~<br>1月以下                      | 1月超~<br>2月以下     | 2月超~<br>3月以下                                    | 3月超   |
|                | 0点  | -1点   | -2点                                | -3点              | -4点   | -5点   |
| 業務成績<br>評定点    | $10点 \times \left[ \frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 65点}{35} \right]$         |       |                                    |                  |   |       |

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。  
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。  
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。  
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。  
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、測量業務の委託に係るものに限るものとする。  
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度

改正後

改正前

の前年度までの間をいう。

- 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
- 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている測量業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
- 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
- 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
- 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知、以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
- 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間（暦年）に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合0点とする。
- 11 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。

2 土木関係建設コンサルタント業務

| 配点の要素         | 指名業者の配点   |                        |                                    |             |   |
|---------------|---|------------------------|------------------------------------|-------------|---|
|               | 事務所の位置  | 当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。 | 当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。 |             | 当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。 |
| 技術者数5名以上      |   |                        | 技術者数2名以上<br>5名未満                   | 県内に本店を有する業者 | 準県内業者   |
|               | 35点   | 20点                    | 15点                                | 10点         | 5点  |
| 指名回数          | $15点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$ |                        |                                    |             |   |
| 受注額           | $40点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$   |                        |                                    |             |   |
| 技術者数<br>(技術士) | 4人以上  | 3人                     | 2人                                 | 1人          |   |
|               | 10点   | 8点                     | 6点                                 | 4点          |   |
| 技術者数<br>(RCC) | 10人以上   | 9~7人                   | 6~4人                               | 3~1人        |   |
|               | 10点   | 9点                     | 8点                                 | 7点          |   |

改正後

改正前

|              |               |  |           |          |          |     |
|--------------|---------------|--|-----------|----------|----------|-----|
| M)           |               |  |           |          |          |     |
| 実務経験者数       | 10人以上         | 9～7人   | 6～4人      | 3～1人     |          |     |
|              | 7点            | 6点   | 5点        | 4点       |          |     |
| ISO取得        | ISO取得済        | 鳥取県版環境管理システム規格（I種）登録                                     |           |          | 未取得・未登録  |     |
|              | 3点            | 1点   |           |          | 0点       |     |
| 男女共同参画推進企業認定 | 男女共同参画推進企業認定済 |  |           | 未認定      |          |     |
|              | 2点            |  |           | 0点       |          |     |
| 資格停止等        | なし            | 2週間以下  | 2週間超～1月以下 | 1月超～2月以下 | 2月超～3月以下 | 3月超 |
|              | 0点            | -1点  | -2点       | -3点      | -4点      | -5点 |
| 業務成績評定点      | 10点 ×         | $\left[ \frac{\text{（過去暦年3年間の評定平均点）} - 65点}{35} \right]$ |           |          |          |     |

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
- 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。  
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。  
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
- 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、土木関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
- 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
- 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
- 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている土木関係建設コンサルタント業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
- 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
- 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
- 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知、以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
- 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
- 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
- 12 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

改正後

改正前

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| 大学、短期大学又は高等専門学校<br>(土木工学又はこれと同等の工学<br>に関する科目を修得) | 卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査<br>の業務に20年以上 |
| 高等学校(土木工学又はこれと同<br>等の工学に関する科目を修得)                | 卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査<br>の業務に22年以上 |
| 上記以外   | 卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査<br>の業務に25年以上 |

13 土木工学又はこれと同等の工学に関する科目とは、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木のいずれかに該当するものとする。

3 地質調査業務

| 配点の要素           | 指名業者の配点   |                        |                                    |   |       |
|-----------------|---|------------------------|------------------------------------|---|-------|
|                 | 事務所の位置  | 当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。 | 当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。 | 当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。 |       |
|                 |   | 技術者数5名以上               | 技術者数2名以上<br>5名未満                   | 県内に本店を有する業者                                     | 準県内業者 |
|                 | 35点   | 20点                    | 15点                                | 10点   | 5点    |
| 指名回数            | $15点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$ |                        |                                    |   |       |
| 受注額             | $40点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$   |                        |                                    |   |       |
| 技術者数<br>(技術士)   | 4人以上  | 3人                     | 2人                                 | 1人  |       |
|                 | 10点   | 8点                     | 6点                                 | 4点  |       |
| 技術者数<br>(RCCM等) | 10人以上   | 9～7人                   | 6～4人                               | 3～1人  |       |
|                 | 10点   | 9点                     | 8点                                 | 7点  |       |
| 実務経験者数          | 10人以上   | 9～7人                   | 6～4人                               | 3～1人  |       |
|                 | 7点  | 6点                     | 5点                                 | 4点  |       |
| ISO取得           | ISO取得済  | 鳥取県版環境管理システム規格 (I種) 登録 |                                    | 未取得・未登録   |       |

改正後

改正前

|              |   |       |           |          |          |     |
|--------------|---|-------|-----------|----------|----------|-----|
|              | 3点  |       | 1点        |          |          | 0点  |
| 男女共同参画推進企業認定 | 男女共同参画推進企業認定済   |       |           | 未認定      |          |     |
|              | 2点  |       |           | 0点       |          |     |
| 資格停止等        | なし  | 2週間以下 | 2週間超～1月以下 | 1月超～2月以下 | 2月超～3月以下 | 3月超 |
|              | 0点  | -1点   | -2点       | -3点      | -4点      | -5点 |
| 業務成績評定点      | $10点 \times \left[ \frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 65点}{35} \right]$ |       |           |          |          |     |

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
- 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。  
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。  
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
- 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、地質調査業務の委託に係るものに限るものとする。
- 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
- 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
- 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている地質調査業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
- 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
- 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
- 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
- 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
- 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
- 12 「技術者数(RCCM等)」は、RCCM又は地質調査技士の資格を取得している技術者(技術士として計上されている者を除く。)の実数とする。
- 13 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
| 大学、短期大学又は高等専門学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得) | 卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に20年以上 |
|--|----------------------------------|

改正後

改正前

|                               |                                  |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得) | 卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に22年以上 |
| 上記以外                          | 卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に25年以上 |

14 土木工学又はこれと同等の工学に関する科目とは、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木のいずれかに該当するものとする。

4 補償関係コンサルタント業務

| 配点の要素                  | 指名業者の配点   |                        |                                    |             |   |
|------------------------|---|------------------------|------------------------------------|-------------|---|
|                        | 事務所の位置  | 当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。 | 当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。 |             | 当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。 |
|                        |   | 技術者数5名以上               | 技術者数2名以上<br>5名未満                   | 県内に本店を有する業者 | 準県内業者   |
|                        | 35点   | 20点                    | 15点                                | 10点         | 5点  |
| 指名回数                   | $15点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$ |                        |                                    |             |   |
| 受注額                    | $40点 \times \left[ 1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$   |                        |                                    |             |   |
| 技術者数<br>(補償業務<br>管理者等) | 10人以上   | 9~7人                   | 6~5人                               | 4~3人        | 2~1人  |
|                        | 17点   | 15点                    | 13点                                | 11点         | 7点  |
| 技術者数<br>(測量士<br>等)     | 10人以上   | 9~7人                   | 6~5人                               | 4~3人        | 2~1人  |
|                        | 10点   | 8点                     | 6点                                 | 4点          | 0点  |
| ISO取得                  | ISO取得済  | 鳥取県版環境管理システム規格 (I種) 登録 |                                    | 未取得・未登録     |   |
|                        | 3点  | 1点                     |                                    | 0点          |   |
| 男女共同参画<br>推進企業<br>認定   | 男女共同参画推進企業認定済   |                        |                                    | 未認定         |   |
|                        | 2点  |                        |                                    | 0点          |   |

改正後

改正前

|             |       |   |           |          |          |     |
|-------------|-------|---|-----------|----------|----------|-----|
| 資格停止等       | なし    | 2週間以下   | 2週間超～1月以下 | 1月超～2月以下 | 2月超～3月以下 | 3月超 |
|             | 0点    | -1点   | -2点       | -3点      | -4点      | -5点 |
| 業務成績<br>評定点 | 10点 × | $\left[ \frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 65\text{点}}{35} \right]$ |           |          |          |     |

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
- 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
- (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
- (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
- 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、補償関係コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
- 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
- 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
- 6 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている補償関係コンサルタント業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
- 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
- 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
- 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間(以下「資格停止期間」という。)に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
- 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
- 11 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。
- 12 「技術者数(補償業務管理者等)」は、補償業務管理者又は補償業務管理士の資格を取得している技術者の実数とする。
- 13 「技術者数(測量士等)」は、測量士、測量士補、公共用地取得実務経験者、一級建築士、二級建築士、木造建築士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士(機械又は電気・電子)、税理士、公認会計士、会計士補又は中小企業診断士の資格を取得している技術者の実数とする。

建築関係建設コンサルタント業務  
(1)～(3) 略

5 建築関係建設コンサルタント業務  
(1)～(3) 略

附 則

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。